

第三者行為と国民健康保険

交通事故など、第三者(加害者)の行為で負傷した場合の医療費は加害者に負担義務がありますが、国民健康保険で治療を受けた場合、その医療費を市が一時的に負担し、後から加害者に請求する必要があります。国民健康保険で治療を受けた場合は、保険医療課医療保険年金係へ速やかに届け出てください。

第三者行為の例

- 交通事故でけがをした
- 他人のペットにかまれた
- 暴力を受けてけがをした
- 飲食店での食事が原因で食中毒になった

必要書類等

- 第三者行為における届出書一式(保険医療課医療保険年金係にあります)
- 交通事故証明書(交通事故の場合)
- 世帯主、治療を受けた方のマイナンバーが確認できるもの

示談は慎重に！

届け出の前に加害者側と示談をして医療費を受け取ると、市が後から行う加害者への費用請求ができなくなる場合があります。交通事故の場合は、後遺症などの問題もありますので、示談の前に保険医療課医療保険年金係に相談してください。

問 保険医療課 医療保険年金係 ☎ お太助フォン 42-5619

国民年金のあれこれ

年金生活者支援給付金制度

公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして「年金生活者支援給付金」が支給されます。

対象

老齢基礎年金受給者で、下記の全てに該当する方

- 65歳以上
- 世帯員全員が市民税非課税
- 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が
1956年4月1日以前生まれの方…924,100円以下
1956年4月2日以後生まれの方…926,500円以下

障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している方で、前年所得が4,918,000円※以下の方

※扶養親族の数に応じて増額

請求手続

新たに年金生活者支援給付金を受給する方

対象者には、お知らせが送付されます。同封のはがきに必要な事項を記入して、はがきに記載している期限までに提出してください。

※2027年1月4日(月)までに請求手続きが完了した場合、2026年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

年金の受給を開始する方

年金の請求手続きと併せて、年金事務所または保険医療課医療保険年金係で請求手続きを行ってください。

詳しくは 日本年金機構ホームページ



問 三次年金事務所 ☎ 0824-62-3107

今月の

市長コラム

人と人とのつながりを未来へ

こんにちは。市長の藤本悦志です。

敬老の日を迎えるに当たり、これまで地域を温かく支えてこられた皆さまに、心より感謝申し上げます。

皆さまが長い年月をかけて守り、育ててこられた地域の文化や暮らしは、安芸高田市の大切な宝物です。地域行事の継承や子どもたちの見守り、日頃からの支え合いなど、皆さまが築いてこられた地域の営みが人と人とのつながりを育み、今の地域を支えています。

人口減少や少子高齢化が進み、地域の姿は変わりつつあります。それでも、皆さまが築いてこられた「人と人とのつながり」は、これからの地域を支える何よりの力になると信じています。行政だけでは築くことのできない地域のつながりを、皆さまは

長年にわたり守り育ててくださいました。

本市では、集落支援員や生活支援コーディネーターの配置など、つながりを大切にしたい地域づくりを進めています。しかし、地域を本当に支えるのは、そこに暮らす皆さまで一人一人の力です。

これからも、人生の先輩方の知恵や経験を次の世代へつなぎながら、誰もが安心して暮らせる「あったかいまち」を、皆さまと共に育んでまいります。



市長との対話集会



まちの主役は市民一人一人。立場や考えが違って、多様な人が集まり対話し合うことはとても大切なことです。対話によって地域の声にしっかりと耳を傾け、施策展開のヒントにしていきたいと思います。

問 秘書広報課 秘書広報係
☎ お太助フォン 42-5627

6月に開催した対話集会

団体別対話集会 響の会

テーマ

「未来につなぐ
安芸高田市の
街づくりについて」



開催日 6/19(金) 参加人数 9人
会場 クリスタルアージュ

開催報告
(市ホームページ)



募集
しています！

地域別・団体別で、市長との対話集会の機会を設けています。まちづくりに対する意見や提案をお聞かせください！

[地域] 本市の地域振興組織

[団体] 本市を拠点に活動するおおむね10人以上の団体

開催を希望する方は、1か月前までに秘書広報課秘書広報係に申し込んでください。



詳細はこちら